

著者紹介

大島 和夫 (おおしま かずお) 第2章～第5章 執筆

略 歴

1974年 京都大学法学部卒業, 1979年 同大学大学院法学研究科博士課程単位取得退学, 神戸市外国語大学講師, 助教授, 教授を経て,
現在, 京都府立大学公共政策学部教授。

主要著作

『日本のコーポレート・ガバナンスと法制度』『神戸市外国語大学・外国学研究』37号 (1997年, 共著), 『現代史からみた法と社会』(法律文化社, 1999年), 『日本の構造改革と法』(日本評論社, 2002年), 『自由主義と社会主義』神戸外大・外国学研究所・研究叢書第36冊 (2005年), 『期待権と条件理論』(法律文化社, 2005年), 『世界金融危機と現代法』(法律文化社, 2009年), 「自生の秩序としての景観」『京都府立大学・福祉社会研究』13号 (2013年)。

◆読者へのメッセージ◆

日本の社会が個人の尊厳を守り, 人間の多様性を尊重しつつ, 国民福祉の増進をはかるためには, どのような理念と制度が適切なものか, これが私の問題意識です。そのためには, 個人主義の基礎理念である私的自治・自己決定の意味を理解することが求められ, さらに, 近代社会を支える近代市民法の理念と制度を理解することが必要となります。民法の学習は, その第1歩と考えられます。皆さんの努力を期待します。

高橋 眞 (たかはし まこと) 第9章 執筆

略 歴

1978年 京都大学法学部卒業, 1983年 同大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得退学, 香川大学法学部助教授, 京都大学教養部 (のち総合人間学部) 助教授を経て,
現在, 大阪市立大学大学院法学研究科教授, 京都大学博士 (法学)。

主要著作

『安全配慮義務の研究』(成文堂, 1992年), 『求償権と代位の研究』(成文堂, 1996年), 『日本の法意識論再考』(ミネルヴァ書房, 2002年), 『損害概念論序説』(有斐閣, 2005年), 『抵当法改正と担保の法理』(成文堂, 2008年), 『担保物権法〔第2版〕』(成文堂, 2010年), 『史料債権総則』(成文堂, 2010年, 共編著), 『入門債権総論』(成文堂, 2013年), 『続・安全配慮義務の研究』(成文堂, 2013年)。

◆読者へのメッセージ◆

民法は, 取引や生活のために利用する技術です。技術ですから, ある程度の訓練が必要ですが, 原理的には誰にでも使えるものですし, その適用の根拠は誰に対しても説明できるものでなければなりません (技術の民主的性格)。学習にあたっては, 「要件・効果」をきちんと把握したうえで, それがどのような場面で使われるのか, またなぜのように定められているのかを具体的に考えることが効果的です。事例を活用して, 仲間と議論しながら学習を進めてください。

玉樹 智文 (たまき ともふみ) 第10章 執筆

略 歴

1979年 京都大学法学部卒業, 1984年 同大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得, 名古屋大学教養部講師等を経て, 現在, 島根大学大学院法務研究科准教授。

主要著作

『注解判例民法3・債権法Ⅱ』(青林書院, 1989年, 共著), 「妨害除去請求権の機能に関する一考察——ドイツにおける議論を巡って——」林良平先生還暦記念論文集『現代私法の課題と展望(中)』(有斐閣, 1982年), 「文学表現と名誉毀損・プライバシー侵害」『情報文化研究』(名古屋大学)4号(1996年), 『史料債権総則』(成文堂, 2010年, 共編著)。

◆読者へのメッセージ◆

法学の勉強は、抽象的で、とっつきにくいものです。しかし、法は現実の社会を離れて存在するものではありません。皆さんがこれから学ぶ法制度や法理論を、実社会における具体的な事例と重ね合わせ、そこにどのような利害が関わり、対立しているのかを常に考えつつ、さまざまな角度から理解するように努めてください。

山田 希 (やまだ のぞみ) 第1章, 第6章～第8章 執筆

略 歴

1996年 名古屋大学法学部卒業, 2001年 同大学大学院法学研究科博士課程単位取得退学, 名古屋学院大学経済学部専任講師, 立命館大学法学部准教授を経て, 現在, 立命館大学法学部教授。

主要著作

「信託行為の無効・取消しに関する一考察」『基礎法理からの信託分析』(財団法人トラスト60, 2013年, 共著), 「過労自殺と安全配慮義務」『民事判例VI』(日本評論社, 2013年), 「旅行中の事故と旅行者の安全確保義務」名大法政論集254号(2014年)。

◆読者へのメッセージ◆

初めて民法を学ぶ人は、とにかく教科書を(理解できなくて辛くても)まずは最後まで通読してみましょう。民法は体系的な構造になっていて全体がつながりを持っているので、ある制度を理解するためには別の制度の知識が不可欠だからです。それから、もうひとつ。個々のルールが存在する理由を考えるには、「もしそのルールがなかったらどうなるか」という点に思いをいたらせてみるのがコツです。